

農地法第5条の規定による許可申請書

県受付印

令和 年 月 日

農業委員会受付印

徳島県知事 殿

譲受人（借人）

譲渡人（貸人）

下記のとおりに転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名 住所及び職業等	当事者の別		氏名又は法人名称及び代表者氏名		職 業	住 所				電 話 番 号	
	譲受人（借人）										
	譲渡人（貸人）										
2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高、所有年数及び耕作者の氏名	土 地 の 所 在		地 番	地 目 登記簿 現 況		面 積	利用状況	10a 当たり 普通収穫高	所有 年数	耕 作 者 氏 名	市街化、市街化調整 そ の 他 区 域 の 別
						m ²					
計		m ² （田 m ² 畑 m ² 採草放牧地 m ² ）									
3 転用事業計画	(1) 転用目的	用 途		(2) 転用事由の詳細							
	(3) 転用目的に係る事業又は施設の概要	建築物、工作物 施設等の概要		平屋、2 階建の別	棟数	1階建築面積又は各工作物・施設等の面積	建築物の1階部分の建築面積の合計 m ² 工作物・施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く） m ²	(5) 事業又は施設の使用期間	永 久	一 時 (年 月 日まで 年間)	
								(6) 転 用 計 画	工 事 着 手	令 和 年 月 日	
									工 事 完 了	令 和 年 月 日	
									(7) 土地造成の方法と盛土する土の種類		
								(8) 資 金 調 達 計 画	造成費 万円	自己資金 万円	
						建築費 万円	借入資金 万円				
	(4) 併せて利用する土地	山林、雑種地、宅地等 m ²						計 万円	計 万円		
4 権利を設定移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類			権 利 の 設 定 移 転 の 別		権 利 の 存 続 期 間		譲 渡 価 格 又 は 賃 借 料		そ の 他	
	所有権、賃借権、使用貸借による権利 その他（ ）			設 定、移 転		年 間					
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要							6 その他参考となる事項				
7 市街化調整区域内農地の記載事項	都市計画法第29条開発許可の要否			要 ・ 否		第29条要の場合は第34条の該当号					
	都市計画法第43条建築許可の要否			要 ・ 否							
8 申請書に添付する書類 添付しているものに○印を付すること。	1 申請土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）			5 造成計画図及び建物平面図		10 申請に係る土地の地番を表示する図面			15 法人登記事項証明書（履歴事項証明書に限る）及び定款		
	2 併せて利用する土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）			6 土地利用計画図		11 里道、水路等の用途廃止申請書(写)			16 議決書		
	3 現況写真			7 資金証明書		12 その他法令の許可可申請書(写)			17 予算書		
	4 事業計画書			8 被害防除計画書		13 貸付地の場合には合意解約通知書(写)			18 申請地の位置及び付近の見取図		
			9 取水、排水関係者同意書		14 土地改良区意見書			19 その他添付すべき書類			

徳島県指令 第 号

次の条件により、上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

徳島県知事

許可条件

1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

2 申請書に記載された事業計画の変更を行う場合には、事前に知事の承認を受けること。

3 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為を停止を命じ、もしくは現状回復の措置等をとるべきことを命ずることがある。

4 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3箇月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞無くその旨を報告すること。

5 本件許可に伴う地目変更登記については、 佐那河内村農業委員会 が発行する工事完了証明書を添付すること。

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算してから3か月以内に、徳島県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。